

2004(平成16)年度 法学既修者選考試験問題

憲法

(90分、総点100点)

試験開始のベルが鳴るまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

## 問 題

A県の青少年保護育成条例には以下のような規定がある。

第6条 知事は書籍、雑誌その他の印刷物（以下「図書等」という。）の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。

第7条 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、前条の規定により指定を受けた有害図書等（以下「有害指定図書等」という。）を、青少年に販売し、配付し、又は貸し付けてはならない。

第8条 自動販売機による図書等の販売を業とする者は、有害指定図書等を自動販売機に収納してはならない。

第20条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条の規定に違反した者
- 二 第8条の規定に違反した者

この条例の憲法上の問題点を指摘し、それぞれについて論じなさい。なお、「青少年」とは18歳未満の者を指すものとする。